

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 西野浄水場受変電設備遮断器修繕
- 2 事業者名 東芝インフラシステムズ株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、西野浄水場の受変電設備のうち、高圧電気の送電又は遮断するために必要な高圧用の遮断器である。

本修繕は、当該機器において、内部機構の破損により正常に動作しない遮断器内部の部品を交換し、遮断器としての機能回復及び精密点検を実施し、機器の延命を図ることを目的としたものである。

当該設備は、株式会社東芝が設計、製作及び納入したものである。その修繕に必要な技術及び資料については製作メーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、製作メーカー若しくはその修繕を移管された業者でなければ、部品の手配及び正常動作の機能確認をすることができない。

上記業者は、株式会社東芝から対象となる設備およびそのシステムについての保守及び修繕業務を移管された唯一の業者である。

以上の理由から上記業者以外は本修繕を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- | | | |
|---|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 件名 | 藻岩浄水場河川放流管調節弁修繕 |
| 2 | 業者名 | 株式会社 丸島アクアシステム 北海道支店 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、ろ過池の洗浄排水を界川放流調整池に流入させる際にその流量を調整するための設備である。当該設備に不具合が生じ動作不良となった場合、ろ過池洗浄ができなくなり、浄水処理に影響を及ぼすため、浄水場を運用するうえで必要不可欠な設備である。</p> <p>本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。</p> <p>本設備は、上記業者により設計・製作されたもので、その修繕については上記業者にて実施している。</p> <p>以上の理由により、上記業者を特定することとしたい</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島 JFE アクアソリューション株式会社 札幌支店
- 3 特定理由

本修繕対象機器である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。

本設備は、上記業者により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから施工業者である上記業者以外では行うことができない。

以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。